

(日本)

2018年 東アジア倒産再建シンポジウム

10/28(土)

「各国における1年間の倒産再建法についての立法及び実務の動き」

【1. 自己紹介】

坂井秀行です。1976年から40年以上弁護士をしており、最近30年ほどは、国際倒産の仕事を中心に扱ってきています。昨年より、日本の東アジア再建倒産協会の支部長を務めています。

日本における、本年、および近年の状況について、ご報告します。

【2. 日本における好景気の紹介】

日本では、2012年12月に始まった景気拡大が、現在も続いています。2018年の経済財政白書によれば、この好景気は、すでに戦後2番目に長いものであり、さらに戦後最長に迫ろうとしています。

多くの専門家は、設備投資需要や東京オリンピック需要などにより、この好景気は今後も継続していくであろうと見ています。

【3. 直近の企業倒産件数の紹介】

このような経済状況を背景として、日本の企業倒産件数は、低調のまま推移しています。

ある調査によれば、2018年の上半期(1-6月)において、負債額1,000万円以上の企業倒産件数は4,148件であり、その負債総額は7,466億300万円でした。これは、件数・負債総額ともに、1990年以来、28年ぶりの低水準にとどまっています。

2018年において、上場企業の法的倒産手続は、6月に会社更生手続の申立てをした日本海洋掘削株式会社の1件のみです。前年の2017年における上場企業の倒産も、タカタの民事再生事件、郷(ごう)鉄工所の破産事件の2件にとどまりました。

そこで、以下では、本年及び近年の大型倒産手続について、その特徴や、概要を述べたいと思います。昨年ご報告した件も一部含まれていますが、その後の展開を含めてお伝えします。

【4. 近年の大型企業倒産】

近年の大型の法的倒産事件において特徴的なことは、①倒産手続のさらなる国際化と、②債権者の積極的な権利行使、という2点を挙げることができます。

業界としては、資源・航空・海運関係など、為替や世界的な景気変動の影響を受けやすい事業が目立っています。以下、具体的な事例について、概要をお伝えします。

(1) 日本海洋掘削

日本海洋掘削は、日本で唯一の、石油・天然ガスの海洋掘削事業会社であり、日本や世界のさまざまな海域で、海洋掘削工事を請け負っていました。しかし、石油掘削装置（リグ）への過大な投資と、市況の急激な悪化によるリグの稼働率の低下によって債務超過に陥り、銀行及びリース会社との間で、再建に向けた私的整理による話し合いが進められていました。しかし、話し合いが行き詰まり、会社更生手続の申立てに至ったものです。同社の資産には、さまざまな担保権が設定されていたことから、担保権を手続に取り込むことができる手続として、民事再生手続ではなく、会社更生手続が選択されたものです。

日本海洋掘削の連結子会社として、オランダ法人である **Japan Drilling (Netherlands) B.V.**があります。このオランダ法人も、日本海洋掘削と同時に、会社更生手続の申立てに至りました。日本の会社更生法は、株式会社以外の法人は、適用を受けることができませんが、外国法人であっても、日本の株式会社に相当するものであることを裁判所に対して証明することができれば、日本の会社更生法の適用を受けることができる場合があります。すでに、パナマ法人、シンガポール法人の会社更生手続については、後述する **United Ocean Group** の更生事件の先例がありましたが、本件は、**B.V.**と呼ばれるオランダ法人についても会社更生法の適用を認めた事例として意義があります。

(2) MTGOX(マウント・ゴックス)

株式会社 **MTGOX** は、2014年2月当時、ビットコインと日本円や米ドルなどの法定通貨とを交換する取引所として、世界最大の存在でした。しかし、そのころ、何者かにより、ビットコインのシステムに対する不正アクセスが行われた結果、大量のビットコインが消失し、仮想通貨交換事業を停止せざるを得なくなりました。この結果、**MTGOX** は、2014年2月28日、民事再生手続の申立てを行い、これに続き、米国連邦倒産法 **Chapter 15** 手続の申立ても行われました。

しかし、2014年4月16日、民事再生の申立てから2か月もたたないうちに、裁判所により、再生計画案の立案及びその可決又は認可は困難であると判断され、民事再生

手続の申立てが棄却され、さらに、4月24日、破産手続が開始されて、破産管財人が選任されました。

この破産手続において、主要な債権者は、MTGOXにビットコインを預けていた債権者と、法定通貨を預けていた債権者でした。日本の破産法のもとで、これらの返還請求権は、いずれも、破産債権として取り扱われます。ビットコインを「モノ」として引き渡すことを求めた、つまり取戻権を主張した人もいたのですが、このような主張は否定されたのです。

ところで、日本の破産法は、ビットコインの返還請求権のような非金銭債権であっても、破産手続開始時点の評価額により、金銭に換算する仕組みがとられています。破産手続開始当時、1ビットコインの時価は約5万円であり、ビットコインの返還請求権も、これにより金銭評価されました。他方で、MTGOXの破産財団には、約20万ビットコインが残されていました。

しかし、その後、特に2017年に入ると、ビットコインは急激に高騰しました。一時期、1ビットコインあたり優に200万円を超える時価に至りました。その結果、MTGOXの破産財団に残されていた約20万ビットコインの価値も高騰したわけです。しかし、MTGOXに対するビットコイン返還債権者の破産債権は、先ほど述べたように依然として1ビットコインあたり約5万円の価値で金銭評価されたままです。

この結果、高騰したビットコインの価値を前提とすると、破産財団に残されたビットコインを現金に換えれば、すべての破産債権を全額弁済することができてしまうため、その後なお残る残余財産が株主に配当され、結果的に、MTGOXの元代表者に帰属することになってしまうのではないかと、という問題が生ずるに至りました。

また、ビットコイン返還請求権者のなかには、預けたビットコインについて、破産管財人が換金をせず、ビットコインのかたちのままで分配してほしいという強い意見がありました。しかし、破産法上、このようなビットコインによる破産配当が可能であるかについても、検証を要する問題となっていました。

このような背景から、2017年11月、以上の問題意識をもった債権者によって、MTGOXに対し、民事再生手続の申立てが行われました。これは、民事再生手続においては、破産法のような破産手続開始時における金銭評価が行われないことや、再生計画案においてビットコインによる弁済を規定することが可能なのではないかとこの考え方に基づくものです。

東京地方裁判所は、調査委員による調査を踏まえて、ビットコイン債権者と金銭債権者との不公平を招かないような措置を破産管財人に設けさせた上で、2018年6月、民事再生手続を開始しました。

本シンポジウムでも、仮想通貨と倒産に関する詳細について、取り上げられる予定です。

(3) 近年のその他の主要な手続

タカタ

タカタは、2017年6月に民事再生手続の申立てをいたしました。負債総額は1兆円を超え、製造業としては戦後最大の経営破綻とされています。タカタは、シートベルトとエアバッグの製造企業であり、世界屈指のシェアを有していましたが、エアバッグについて、インフレーターの破裂による死亡事故が生じました。これにより、各自動車メーカーは、タカタ製のエアバッグを搭載した自動車についてリコールが必要となり、その負担するリコール費用の取扱い等をめぐって、自動車メーカーとの間で複雑な問題が生じました。また、タカタは、米国運輸省道路交通安全局との間で制裁金の支払義務を負担し、また、米国司法省との間で罰金の支払義務や補償基金拠出義務を負担するに至りました。

このような状況のもとで、タカタと子会社2社は、2017年6月、東京地方裁判所に民事再生の申立てを行いました。また、同時に、タカタの海外子会社12社は、米国 Chapter 11 手続の申立てを行っております。タカタは、米国 Chapter 15 に基づく日本の民事再生手続の承認の申立てもしており、これが承認されています。また、カナダにおいても、会社債権者整理法第4部に基づき承認を得ています。

タカタは、2018年4月10日、エアバッグインフレーターのリコール品回収・廃棄事業を除く、全ての事業並びに資産を、Joyson Safety Systems Japan（旧 Key Safety Systems）に譲渡しました。また、再生計画案も、2018年6月15日に認可決定が確定しています。

スカイマーク

スカイマークは、日本航空、全日空に次ぐ日本で第3位の航空会社です。しかし、2014年春以降、原油価格の高騰、円安、機材リース料の増加等により資金繰りが厳しくなり、さらにエアバス社から導入予定であったA380型機の前払金を支払わず、同社より購入契約を解除されて多額の違約金が生じたことなどが要因となって、2015年1月、民事再生申立てに至りました。

この事件の大きな特徴は、①主要な債権者4社の届出債権額の合計が全体の96%を占めていたこと、②これら4社はいずれも海外のリース債権者・取引債権者であり銀行は含まれていなかったこと、③4社の届出債権額がいずれも争われ、手続が相当進行するまで確定しなかったこと、④スカイマークが作成した再生計画案のほかに、最大債権者であるリース債権者（Intrepid）が作成した再生計画案が提出され、裁判所により、両方の案が、債権者の議決権行使の対象とされたこと、などです。

最終的には、スカイマーク案が可決されて成立しましたが、民事再生事件において、裁判所によって、このように債務者の提出案のみならず、債権者が提出する案も議決権

行使の対象とされた例は稀であり、債権者が、その権利を最大限行使した例として記憶に残る事件です。

江守グループホールディングス

江守グループホールディングスは、商社事業と情報関連事業とを営む上場企業であり、中国とシンガポールに子会社を有していました。しかし、好調な業績をあげているとみられていた中国子会社で巨額の粉飾決算が発見され、日本の親会社である江守グループホールディングスは一気に債務超過に転落しました。私的整理による解決が模索されましたが、スポンサー選定のうで 2015 年 4 月に民事再生手続の申立てに至り、事業が売却されました。中国子会社は私的整理により、シンガポール子会社はスキーム・オブ・アレンジメントにより、それぞれ債務整理が図られました。

第一中央汽船

第一中央汽船は、東京証券取引所第一部に上場していた中堅の海運会社です。2012 年ころから、海運市況の低迷により、運賃収入よりも用船料の支払が上回る船が多くなり、損益が悪化していました。このため、2015 年 9 月、第一中央汽船と、そのパナマ子会社が、東京地方裁判所に民事再生の申立てを行いました。用船料の支払が運賃収入を上回る船について、その用船契約を、双方未履行双務契約として解除するために、法的整理が選択されたものです。パナマで設立された法人について、日本の民事再生法が適用された珍しい例といえることができます。また、第一中央汽船は、船舶差押の防止や訴訟の停止を目的として、米国、カナダ、オーストラリア、韓国、英国、南アフリカの 6 か国で日本の民事再生手続の承認を求め、これが承認されています。

ユナイテッド・オーシャン・グループ

ユナイテッド・オーシャン・グループは、日本で設立されたラムスコーポレーションと、その関連会社としてシンガポールやパナマで設立された SPC 約 40 社によって構成される海運会社のグループ企業です。これらの SPC は、複数の銀行やリース会社から融資を受けていましたが、融資を受ける過程で、偽造された用船契約を示すなどの不正が発覚しました。そこで、当該銀行及びリース会社が、債権者として、日本のラムス社およびシンガポール SPC・パナマ SPC 約 40 社に対して、会社更生の申立てをしたものです。日本の会社更生法が、シンガポールやパナマで設立された法人に適用された珍しい例といえることができます。

韓進海運の回生手続の承認

以上のような倒産手続の国際化は、海外の倒産手続を日本で承認するという側面でも進んでいます。日本には、そのための制度として、UNCITRAL のモデル法を参考とし

て立法された外国倒産処理手続の承認援助制度があります。2016年には、東京地裁に対して、韓国の韓進海運の回生手続の承認を求める申立てがあり、これが速やかに承認されています。

【5. 私的整理の状況】

以上、裁判所を利用した法的倒産手続について述べてきました。

次に、裁判所を利用しないで債権者間の合意で進められる「私的整理」について、概要を述べます。

日本では、透明性や公平性が確保された「私的整理」の枠組みとして、事業再生ADR、中小企業再生支援協議会、地域経済活性化支援機構(REVIC)などの枠組みが存在しています。日本では、法的整理をとるべき切迫した事情がないかぎり、まずはこれらの私的整理手続を用いて再建を模索する手法が定着しつつあります。

ここ数年の推移をみると、**事業再生ADR**の申立件数は、2015年度は8社、2016年度は6社、2017年度は18社です。事業再生ADRは、昨年度、つまり2017年度において、企業グループによる中型案件が増加し、対象債務額が100億円を超える案件が、3年ぶりに増加しました。リーマンショック後の2009年度には108社、2012年度には28社の申立てがあったことに比較すると、顕著な増加には至っていませんが、今後増加することが予想されています。

中小企業再生支援協議会における再生計画策定支援の完了件数は、2011年度は255件でしたが、2013年3月に金融円滑化のための特別措置法が効力を失う前後から、増加に転じ、2012年度は1511件、2013年度は2537件、2014年度は2484件に達しています。しかし、その後、2015年度は1319件、2016年度は1047件、2017年度は1042件と、再び減少傾向に転じています。新規支援開始件数は、2014年度は2544件でしたが、2015年度は1388件、2016年度は1118件、2017年度は1107件と、やはり減少傾向にあります。中小企業再生支援協議会における再建手法としては、債権カットのような抜本的対策を行わない、リスケジュール案件が多数を占めています。

【6. 立法の動き】

最後に、直近の立法の動きについて、2点、ご報告します。

第1は、**産業競争力強化法の改正**です。

日本において、私的整理は、債務者と対象債権者全員の和解であると整理されており、このため、対象債権者の100%の同意がなければ、私的整理は成立しないとの解釈に基づいて実務が運用されています。

しかし、対象債権者のうち1名でも反対する者が出ると、私的整理が成り立たなくなるため、私的整理においても多数決を導入すべきであるとの意見が、近年、有力となっていました。安倍内閣が2015年6月30日に閣議決定した「日本再興戦略改訂2015」においても、この検討を進めることが明記されていました。

これを踏まえ、高木新二郎先生をはじめとするメンバーによる研究が進められていたところ、その成果が、産業競争力強化法の改正に結実し、2018年7月6日に改正法が施行されました。

この改正は、私的整理に多数決原理それ自体を導入することはせず、なお100%の同意が要ることを前提としています。すなわち、事業再生ADRについて、一部債権者の反対によって、ADRの再生計画案が成立しなかった場合においても、その後の法的倒産手続において、ADRでの再生計画案を生かし、迅速なスケジュールで、短期間の再生を果たすことが可能となるような仕組みを用意したものです。

事業再生ADRでは、通例、銀行などの金融債権者だけを対象債権者としていますので、商取引債権は、ADR手続には取り込まれていません。したがって、それまでのADR手続の成果を、その後の法的倒産手続で生かすためには、法的倒産手続において商取引債権を保護することにより、法的倒産手続での対象債権者を、事業再生ADRと同様に、金融債権者に絞り込むことが必要となります。そこで、産業競争力強化法の改正法では、事業再生ADRが法的倒産手続に移行した場合に、商取引債権を保護するためのさまざまな仕組みが導入されています。

第2は、**民法の改正**です。

民法のうち、債権関係の条文を改正する法律が、2017年6月2日に公布され、2020年4月1日に施行されることが決まっています。日本の民法は、1896年に制定されたものであり、約120年ぶりの大改正です。新しい民法では、詐害行為取消権の規定に、倒産法上の概念であった「支払不能」の概念を新たに導入し、詐害行為取消権の規定を倒産法における否認権の規定と整合的な規定に改めたり、譲渡禁止特約付債権の譲渡や将来債権譲渡の有効性を正面から認めるなど、倒産手続の観点からも重要な改正が含まれています。

【7. 結語】

冒頭に申し上げたように、日本経済は活況を呈していますが、またいつ、その反動としての倒産事件の活況が生ずるとも限りません。本シンポジウムが、これに備えた大きな学びと交流の場となることを期待して、ご報告を終えます。